

# 総代選挙規約

全日本自動車部品卸商協同組合

(目的)

第1条 本組合の総代の選挙については、中小企業等協同組合法及び定款の定めるもののほか、この規約の定めるところにより行う。

(総代選挙の地区及び地区別定数)

第2条 定款第42条第2項の規定に基づく総代選挙の地区又は地区別定数は、別表1のとおりとする。

2 総代の任期満了に伴う選挙を行う場合の期日に、第1項の選挙地区内の組合員が増減した場合には、理事会の決議により第1項の地区又は地区別定数を変更することができるものとする。

3 前項にかかわらず、通常総代会の開催前に第1項の選挙地区内の組合員が著しく増加した場合には、理事会の決議により第1項の地区又は地区別定数を変更し、総代を増員することができるものとする。

(選挙管理委員会及び選挙の事務等)

第3条 総代の選挙に関する事務を行うため、理事会の議決により選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員長及び選挙管理委員は、役員改選年の前年10月末日までに理事会の補佐を得て理事長が指名する。

3 選挙管理委員会の委員定数は、委員長を含め8人以内とし、その任期は原則として2年とする。

ただし、次の選挙管理委員の指名が行われるまでその職務を行うものとし、欠員が生じた場合の後任者の任期は現任者の残任期間とする。

4 前二項の規定に基づいて設置される選挙管理委員会は、総代選挙に関する開催通知、投票受理及び開票等の事務を総括又は担当する。

5 選挙管理委員会は、あらかじめ理事会が定めた期間内に総代の選挙を実施する。

(選挙の告示、期日等)

第4条 総代選挙の告示は、任期満了の3カ月以前に行うものとする。

2 総代の任期満了による選挙は、少なくとも組合の役員が任期満了する日の2カ月以前、又はその日の後1カ月以内に行う。

3 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣により定款の一部改正が認可され

た日が属する事業年度内において実施する総代選挙の期日は、当該事業年度内に開催する最初の総代会開催日の3カ月以前に行うものとする。

(立候補の届け出等)

第5条 第2条に規定する選挙地区の総代候補者になろうとする組合員（法人にあっては、本組合に届け出ている代表者であること。以下同じ。）は、総代選挙の投票締切日の1カ月前までに、組合事務局（以下『事務局』という。）を経由し、別紙様式1の文書でその旨を第3条第1項に規定する選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 組合員は、前項の規定にかかわらず、他の組合員を本組合の総代候補者として推薦しようとするときは、本人の承諾を得て、前項に規定する総代選挙の投票締切日の1カ月前までに、事務局を経由し選挙管理委員会に別紙様式2の文書でその推薦の届け出をすることができる。

3 立候補を辞退しようとするときは、総代選挙の投票締切日の20日前までに事務局を経由し、文書でその旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(投票)

第6条 総代の選挙は、地区ごとに作成された別紙様式3の投票用紙を使用して、郵送投票により行うものとする。

2 前項の投票用紙及び被選挙人（総代候補者）名簿は、あらかじめ事務局から組合員あて送付する。

3 組合員は、事務局から交付された投票用紙に自筆で被選挙人（総代候補者）の氏名を記載して、選挙管理委員会からあらかじめ通知された投票日まで、事務局あてに直接郵送するものとする。

4 投票は、単記式無記名とし、投票用紙には、選挙人（投票者）である組合員が、投票者を特定する名称、氏名を記載してはならない。

5 事務局は、郵送投票が到着したときは、総代選挙台帳に受付番号、受理年月日を記載し、安全に保管するものとする。

(開票)

第7条 開票は、選挙管理委員会の指揮のもとに事務局に設置した開票室において、地区ごとに行うものとする。

(無効投票)

第8条 次の投票は無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 第6条第2項の規定により通知された被選挙人（総代候補者）名簿以外

の者を被選挙人に記載したもの

(3) 記載すべき被選挙人の人数(地区別総代定数)を超えて記載したもの

2 投票が、前項各号に該当するか否かの判断は、選挙管理委員会が合議して決定する。

(開票結果及び当選者の決定)

第9条 選挙管理委員会は、地区ごとに得票数を集計し、上位得票者から地区ごとに定められた定数を当選者とし、最後の当選者となるべきものに得票数が同じものが2名以上出た場合は、抽選の方法により当選者を決定とする。

2 選挙管理委員会は、前項の当選者に対し、速やかに当選した旨別紙様式5により通知する。

3 前項の通知を受けた者が、選挙管理委員会が定める期日までに、やむを得ない事情により辞退の申出をするときは、別紙様式6の辞退書にその理由を明記して行うものとする。

4 前項により当選者から辞退の申出があった場合は、選挙管理委員会で合議して、当該地区の上位得票者から定数まで補充するものとする。

ただし、その補充が当該地区の総代定数に満たないときは、当該不足定数を補充するために、選挙管理委員会は速やかに定数追加の選挙を行うものとし、その選挙を行うときは、本項本文までの規定を準用する。

5 総代に立候補する組合員数又は総代に推薦された組合員数が、その選挙地区の定数以内の場合は、無投票当選とする。

(当選者の決定報告)

第10条 選挙管理委員会は、前条の結果をとりまとめて総代の当選者を決定し、理事長に報告するものとする。

2. 第2条に規定する全選挙地区において前条第5項の事態となった場合には、理事長は、電磁的方法により選挙管理委員会の開催(書面議決)を選挙管理委員会委員に通知するものとし、選挙管理委員会の委員全員は、書面議決書を理事長宛に提出することによって、選挙管理委員会が開催され「第2条に規定する全選挙地区において無投票当選による総代の当選者を決定した。」ものとし、理事長に報告したものとする。

(当選者の就任及び組合員への通知)

第11条 理事長は、前条の報告を受けて総代当選者に対し、別紙様式7の就任依頼書を送付する。

2 前項の通知を受けた者は、別紙様式8の就任承諾書に記名・押印のうえ、理事長に提出するものとする。

3 前項の承諾書の提出が、総代当選者の全員となったとき、理事長は、理事

会の承認を得て、組合員に対して総代が決定した旨名簿を添えて通知するものとする。

(総代の補欠選挙)

第12条 各総代選挙地区で総代に欠員が生じたときは、又は第2条第4項の規定により総代の補充を行う場合は、補欠又は補充選挙を行う。

2 補欠又は補充選挙を行うときは、前条までの規定を準用する。

3 補欠総代の任期は、前任者の残任期間とし、補充総代の任期は、既存の総代の残任期間と同じ期間とする。

(細 則)

第13条 この規約に定めのない事項については、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

1. この規約は、平成25年7月1日（定款の認可を受けた日）から施行する。
2. この規約は、平成27年8月7日から施行する。
3. この規約は、平成29年4月20日から施行する。
4. この規約は、令和元年7月19日から施行する。

(別 表 1)

(総代選挙規約第2条に規定する総代の選挙地区及び地区別定数)

総代の選挙地区	総代の定数
① 北海道ブロック地区【北海道】(組合員総数 <u>19</u> 名)	2名
② 東北ブロック地区【青森県(4)、岩手県(9)、秋田県(4)、宮城県(12)、山形県(9)、福島県(7)】(組合員総数 45名)	6名
③ 関東・信越ブロック地区【茨城県(8)、栃木県(5)、群馬県(12)、埼玉県(17)、千葉県(9)、東京都(7)、神奈川県(7)、長野県(20)、新潟県(12)】(組合員総数 97名)	11名
④ 東海・北陸ブロック地区【静岡県(8)、愛知県(20)、岐阜県(11)、三重県(5)、富山県(6)、石川県(8)、福井県(2)】(組合員総数 60名)	8名
⑤ 近畿ブロック地区【滋賀県(13)、京都府(14)、大阪府(15)、奈良県(2)、和歌山県(7)、兵庫県(18)】(組合員総数 69名)	8名
⑥ 中・四国ブロック地区【岡山県(1)、広島県(9)、鳥取県(1)、島根県(4)、山口県(2)、香川県(1)、徳島県(1)、愛媛県(6)、高知県(3)】(組合員総数 28名)	3名
⑦ 九州・沖縄ブロック地区【福岡県(38)、佐賀県(4)、長崎県(11)、熊本県(17)、大分県(20)、宮崎県(13)、鹿児島県(16)、沖縄県(9)】(組合員総数 <u>128</u> 名)	14名
以上 <u>7</u> ブロック地域とする。(組合員数合計 <u>446</u> 名)	合計 <u>52</u> 名
(注)各都道府県の( )内の数字は組合員数である。	

(別 紙 様式 1)

選挙規約第 5 条第 1 項

## 総代候補者立候補届

(ふりがな)

1. 候補者名 : \_\_\_\_\_
2. 住 所 : \_\_\_\_\_
3. 選挙区 : \_\_\_\_\_ ブロック

私は、上記のとおり総代候補者に立候補の届出をします。

令和 年 月 日

立候補組合員氏名 : \_\_\_\_\_ 印  
(ブロック名 : \_\_\_\_\_ )

総代選挙管理委員会 殿

(別 紙 様式 2)

選挙規約第 5 条第 2 項

## 総代候補者推薦届

(ふりがな)

1. 候補者名 : \_\_\_\_\_
2. 住 所 : \_\_\_\_\_
3. 選挙区 : \_\_\_\_\_ ブロック

私は、上記のとおり総代候補者の推薦を届出します。

◎被推薦者の同意の有無記載： 有 ・ 無  
(被推薦者の同意の無いものは無効です。)

令和 年 月 日

推薦組合員氏名 : \_\_\_\_\_ 印  
(ブロック名 : \_\_\_\_\_ )

総代選挙管理委員会 殿

(別紙 様式第3号)

(選挙規約第6条の規定による単記式投票用紙)

(外側)

(内側)

投 票 用 紙	折 り 目	選 挙 し よ う と す る 者 の 氏 名	折 り 目
------------------	-------------	--	-------------

注意 ● 欄内に1人書くこと

(別紙 様式3)

(選挙規約第6条の規定による郵送封筒)

全日本自動車部品卸商協同組合が作成し、配布する封筒を使用する。

(別紙 様式5)

総代選挙第〇〇-〇号  
令和〇〇年〇月〇〇日

〇〇会社 〇〇商会  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

全日本自動車部品卸商協同組合  
総代選挙管理委員会  
【公 印 省 略】

#### 第 回総代選挙の当選者通知について

このたび、第 回の総代選挙を実施した結果、貴殿が\_\_\_\_\_ブロック選出の総代に当選しましたので通知致します。

なお、やむを得ない理由により総代を辞退するときは、同封する別紙の辞退書にその理由を明記し貴殿の名前を記名・捺印のうえ、令和 年 月 日までに全部協事務局にご返送下さるようお願いいたします。

(別紙 様式6)

令和 年 月 日

全日本自動車部品卸商協同組合  
総代選挙管理委員会 殿

(総代当選者)

企業名 :

代表者名 :

印

## 総代当選辞退書

このたび、私\_\_\_\_\_ は、総代の選挙により\_\_\_\_\_ ブロック地区の総代に選出されたが、以下の理由により辞退しますのでよろしく取り計らい下さい。

記

辞退の理由 :

以上

(別紙 様式 7)

全部協第〇〇—〇〇号  
令和〇〇年〇月〇〇日

〇〇会社 〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

全日本自動車部品卸商協同組合  
理事長 印

### 総代就任の依頼書

このたび、第 回の総代選挙を実施した結果、貴殿が当選した旨選挙管理委員会から報告がありましたので、          ブロック選出の総代に就任方お願い申し上げます。

なお、同封する別紙の承諾書に貴殿の名前を記名・捺印のうえ、令和 年  
月 日までに全部協事務局にご返送下さるようお願いいたします。

以上

(別紙 様式 8)

令和 年 月 日

全日本自動車部品卸商協同組合  
理事長 殿

(総代当選者)

企業名：

代表者名：

印

## 総代就任承諾書

このたび、私\_\_\_\_\_ は、総代の選挙により\_\_\_\_\_ ブロック地区の総代に選出されたので、全日本自動車部品卸商協同組合の総代に就任することを承諾します。